

地域 項目	長岡京市（まちづくり条例）
目的	第1条 この条例は、長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第6条の本旨を達成するため、住環境の整備について必要な事項を定めることにより、安全で良好な住環境の形成を図り、もってすべての市民にやさしい魅力ある都市環境を創出するまちづくりの実現に寄与することを目的とする
市長の基本的責務	第3条 市長は、安全で良好な住環境を形成するため、この条例に基づいて施策を実施しなければならない。 2 市長は、条例の目的が反映されるよう、関係機関に対し協力を求めなければならない。
調査及び研究	第4条 市長は、住環境の整備に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行わなければならない。
情報の提供等	第5条 市長は、良好な住環境の形成について、事業者及び市民の理解を深めるため、広報活動等を通じて、住環境の整備に関する情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、良好な住環境の形成を促進するため、住環境の整備にかかわる事業を実施しようとする者に対し、必要な助成、指導等を行うよう努めなければならない。
市民の責務	第7条 事業者は、事業の実施に際し、安全で良好な住環境が形成されるよう、必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が実施する住環境の整備に関する施策に積極的に協力しなければならない。 2 事業者は、事業の実施に際し、住環境に支障が生じることが予測される場合は、必要な措置を講じなければならない。 3 事業者は、前項の事業の実施に伴い紛争が発生した場合には、その解決に努めなければならない。
まちづくり基本計画の策定	第8条 市長は、住環境の向上を図ることを目的に、まちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意向を反映させる措置を講ずるよう努めなければならない。 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、長岡京市まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするときも同様とする
公共施設の整備	第9条 市長は、市民生活の利便の向上を図るため、基本計画に基づいて、公共施設の整備を促進しなければならない。
市街地開発事業の促進	第10条 市長は、秩序ある市街地の形成を図るため、基本計画に基づいて、市街地開発事業(法第12条第1項各号に規定する事業をいう。)の促進に努めなければならない。
地区計画等の促進	第11条 市長は、秩序ある市街地の形成に誘導するため、地区計画等(法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の促進に努めなければならない。
都市緑化の推進	第12条 市長は、市街地における緑化を計画的に推進するため、緑化推進に関する施策の策定に努めなければならない。 2 市長は、市民及び事業者による敷地緑化を進めるため、ガイドラインを定めてその誘導に努めなければならない。
良好な景観の形成	第13条 市長は、良好な景観の形成を目指すため、必要な措置を講じなければならない。
良好な建築物の推進	第14条 市長は、地域にふさわしい良好な建築物の推進に努めなければならない。
開発事業の施行に係る公共施設等の整備	第15条 事業者は、当該開発事業(規則で定めるものを除く。)の内容及び規模に応じ、規則で定める基準(以下「開発技術基準」という。)に従い、次の各号に掲げる公共施設等の整備を行わなければならない。 (1) 道路 (2) 公園 (3) 緑地 (4) 排水施設 (5) 消防の用に供する施設 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設で規則で定めるもの 2 前項の規定により整備した公共施設等の帰属については、当該施設を整備した者と当該施設を管理することとなる者との間で、協議して定めるものとする。 3 第1項の規定により整備を要するとされる公園及び緑地の規模等が、開発技術基準に規定する規模に満たない場合又は設置要件に合致しない場合、事業者は、規則に定めるところにより、当該施設の整備に代えるものとする。
開発技術基準の改定等	第16条 市長は、開発技術基準等重要な事項について、常に適切な検討を加え、適宜、必要な改定を行うことができる。 2 第8条第3項の規定は、開発技術基準等重要な事項を定めようとするとき又はこれらを変更しようとするときに準用する。
誘導敷地面積及び誘導居住水準	第17条 住宅を建築しようとする者は、当該住宅の種類及びその敷地の属する用途地域(法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。)の区分に応じ、規則で定める誘導敷地面積及び誘導居住水準以上の敷地面積及び居住水準を確保するよう努めなければならない。
開発事業の施行に関する措置	第18条 事業者は、工事中の騒音、振動及びほこりの防止並びに工事車両の通行に関して、市民への安全対策に十分配慮した措置を講じなければならない。

地域 項目	長岡京市（まちづくり条例）
中高層建築物の建築に関する措置	第19条 高さが10mを超える建築物又は地上4階以上の建築物(以下「中高層建築物」という。)を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、電波障害の防止に関する必要な措置を講じなければならない。
単身者向け住戸を含む共同住宅の建築に関する措置	第20条 1戸当たりの住戸専用面積が40㎡未満の住戸(以下「単身者向け住戸」という。)を含む共同住宅を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、管理に関する必要な措置を講じなければならない。
まちづくり協議の申出	第21条 事業者は、開発事業を行うに当たって、規則で定めるところにより、市長にまちづくり協議を申し出なければならない。
指導又は助言	第22条 市長は、良好な住環境を確保するために必要があると認めるときは、第21条の規定によるまちづくり協議の申出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
表示板の掲出等	第23条 開発面積3,000㎡以上(宅地造成工事規制区域内にあつては1,000㎡以上)を開発しようとする者又は中高層建築物、単身者向け住戸を含む共同住宅若しくは廃棄物処理施設を建築しようとする者(以下「開発事業者」という。)は、規則で定めるところにより、氏名、事業の概要その他規則で定める事項を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。 2 開発面積3,000㎡以上を開発し、又は中高層建築物を建築しようとする開発事業者は、事業によって住環境に影響を受け、又は受けるおそれのある市民(以下「関係市民」という。)に対して、説明会を開催しなければならない。ただし、主に自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う場合は、この限りでない。 3 開発事業者は、前項に規定する開発又は建築を行う以外の場合において、関係市民から説明会の開催を求められた場合は、これを拒んではならない。 4 前2項の規定により説明会を開催した者は、当該説明会の終了後速やかにその結果を市長に報告しなければならない。
話し合い	第24条 開発事業者は、関係市民と誠意をもって話し合い、紛争の防止に努めなければならない。
まちづくり協議の終了	第25条 市長は、第21条の規定による協議が終わったときは、事業者に対し、協議済証を交付するものとする。
事業内容の変更手続き等	第26条 前条の規定による協議済証の交付を受けた者は、当該協議に係る開発事業の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。 2 前条の規定は、前項の規定による協議の結果、既に交付した協議済証の内容に変更が生じた場合について準用する。
紛争の調整	第27条 関係市民及び開発事業者は、当該開発及び建築に伴う紛争について、市長に紛争の調整を申し出ることができる。 2 市長は、前項の申出があったときは、長岡京市建築紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に建築紛争調整の依頼を行うものとする。 3 委員会の組織及び運営について、必要な事項は別に定める。
地区計画の促進	第28条 市長は、既成住宅地等における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている地域を保全するため、地区計画の促進に努めなければならない。
建築協定の締結の促進	第29条 市長は、既成住宅地等における良好な居住環境を保全するため、長岡京市建築協定条例(昭和50年長岡京市条例第6号)に基づく建築協定の締結の促進に努めなければならない。
まちづくり協議会の認定等	第30条 市長は、市民による住環境の向上を目指すことを目的に組織された団体を、まちづくり協議会として認定することができる。 2 市長は、まちづくり協議会に対し、住環境の向上に関する資料を提供するよう努めなければならない。
意見の申出又は施策の提案	第31条 まちづくり協議会は、市の実施するまちづくり施策について、市長に意見の申出又は施策の提案を行うことができる。 2 前項の規定による提案の内容は、次に掲げる要件に適合しているものでなければならない。 (1) 関係法令に適合し、市の基本構想に整合していると認められること。 (2) まちづくり協議会の区域内の市民等の総意を反映していると認められること。
敷地緑化に対する助成	第32条 市長は、市民の行う敷地緑化に対し、別に定めるところにより、その費用について助成をすることができる。
まちづくり協議会に対する助成	第33条 市長は、まちづくり協議会に対し、別に定めるところにより、その活動に要する経費について助成をすることができる。
施行改正年月日	令和2年12月25日施行

地域
項目 長岡京市（まちづくり条例施行規則）

市長が必要と認める公共施設等 第2条 条例第15条第1項第6号の規則で定める施設は、ごみ集積場、自動車駐車場、自転車等駐車場及び集会所とする。

開発技術基準 第3条 条例第15条第1項の規則で定める基準は、次に掲げる公共施設等の区分に応じ定めるところによる。ただし、消防の用に供する施設については、乙訓消防組合開発事業等に関する消防水利施設等の設置基準による。

- (1) 道路
- 1 配置計画
- ・開発区域内に設置する主要な道路及び接続すべき開発区域外の道路幅員は、次のとおりとする。ただし、周辺状況を勘案し、通行上支障がないと市長が認めた場合はこの限りでない。

(単位：m)

予定建築物	開発規模 (ha)	道路の種類	0.05未満	0.05以上0.1未満	0.1以上0.3未満	0.3以上1.0未満	1.0以上	備考	
			京都府開発技術基準による						
戸建住宅 共同住宅等		一般区画道路	6.0	京都府開発技術基準による					(以上)
		主要道路	6.0						(〃)
		接続道路	6.0						(〃)
		既存道路	6.0						(〃)
店舗・事務所 工場等		接続道路	6.0	(〃)					
		既存道路	6.0	(〃)					

- ・必要に応じバスストップを設け、拡幅するものとする。
 - ・設置された道路は、原則として市に帰属し、又は寄付するものとする。
- 2 行止り道路の禁止
- 開発区域内の道路は、両端が他の道路(開発区域内の道路及び建築基準法第42条の規定による道路に限る。以下同じ。)に接続するものとする。ただし、次の事項に該当し、かつ、市長が災害の防止及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- ・京都府開発許可に関する技術基準に適合しているもの
 - ・道路の行き止り先の土地において、当該道路の延長計画又は他の道路の計画があり、かつ、その計画が適切で施行が確実と認められるもの
 - ・その他隣接地の開発事業のため、市長があらかじめ道路を設けるよう指示したもの
- 3 階段上の道路の禁止
- 道路を階段状とすることは禁止するものとする。ただし、主として歩行者のためのものであり、地形の状況によりやむを得ない場合で、市長が支障がないと認めたものであり、かつ、次の事項により設置するものはこの限りでない。
- ・コンクリートその他これに類するもので築造するもの
 - ・階段の高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設けるもの
 - ・高さが1mを超える階段には、その両側(出入口の部分を除く)に耐久性のある材料で手すりを設けるもの
 - ・階段の蹴上げ寸法は15cm以下、踏面寸法は30cm以上とし、各段の蹴上げ踏面寸法はそれぞれ一定とするものとする。

(2) 公園

住宅を建築する事業を行おうとする者は、次の表に掲げる住宅の種別、事業の規模及び事業地の用途地域に応じた基準で用地を確保し、施設の整備を行うものとする。(公園としての整備は、90㎡以上に限るものとし、それ未満のものにあつては別表第3緑地の開発技術基準による整備とする。) この場合において、整備を行った当該用地及び施設は、事業完了後、市に帰属し、又は寄付するものとする。

適用範囲	地域の用途	基準	上限
戸建住宅 共同住宅 世帯向け住戸 開発面積 3,000㎡以上	第1種低層住居専用地域 60/40	開発面積の3%以上かつ一戸当たり7.0㎡	6%
	第1種低層住居専用地域 50/50	開発面積の3%以上かつ一戸当たり5.3㎡	
	第1種低層住居専用地域 100/60	開発面積の3%以上かつ一戸当たり4.2㎡	
	その他地域	開発面積の3%以上かつ一戸当たり2.7㎡	
戸建住宅 共同住宅 世帯向け住戸 開発面積 3,000㎡未満	第1種低層住居専用地域 60/40	一戸当たり7.0㎡	
	第1種低層住居専用地域 50/50	一戸当たり5.3㎡	
	第1種低層住居専用地域 100/60	一戸当たり4.2㎡	
	その他地域	一戸当たり2.7㎡	
共同住宅 単身者向け住戸	第1種低層住居専用地域 60/40	一戸当たり3.6㎡	
	第1種低層住居専用地域 50/50	一戸当たり2.7㎡	
	第1種低層住居専用地域 100/60	一戸当たり2.2㎡	
	その他地域	一戸当たり1.4㎡	

(注) 公園及び緑地の整備については、「公園等の設置及び整備基準要綱」に基づき整備すること。

開発技術基準

- (3) 緑地
- 住宅を建築する事業を行おうとする者は、上記表により算定した面積が同表の公園整備に必要な面積に満たない場合は、緑地として用地を確保して整備するものとする。
 - 前項の基準に基づく緑地の整備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり行い、整備を行った当該用地及び施設は、事業完了後、市に帰属又は寄附するものとする。
 - 上記表により算定した面積が30㎡以上90㎡未満の場合、緑地としての用地確保と整備。ただし、当該事業が長岡京市緑の基本計画に基づく市内緑化重点地区外で行われるものであって、別に定める設置基準又は整備基準に合致しないときは、第4条の規定による負担金納付をもってこれに代えることができる。
 - 上記表により算定した面積が30㎡未満の場合第4条の規定による負担金納付
 - 商業地域又は近隣商業地域以外の地域内において、住宅以外の建築物を建築する事業で開発面積が300㎡を超える事業を行おうとする者は、開発面積の3%を緑地として、原則として道路に面する場所で整備するものとする。

- (4) 排水施設
- 排水施設は、有効かつ適切に排水し、河川、下水道及び排水路等に接続するものとする。
 - 開発区域内において排水施設を設置する場合は、幹線水路、支線水路と区別し、河川、下水道及び排水路等に接続すること。
 - 開発事業により整備が必要となる排水施設(区域外のものを含む。)は、市長の指示により事業者の負担において整備すること。
 - 排水計画の雨水の流出量等の算定は、市の雨水計画区域内にあっては雨水排水基本計画に、それ以外にあっては京都府の開発技術基準によること。
 - 開発事業に伴う流末排水を放流する河川、下水道及び排水路等については、それぞれの管理者と協議を行い、水質汚濁防止法等関係法令に適合していることを原則とし、次の事項に適合していなければならない。
 - 河川法による河川は、その手続きを終え、許可のあったのち施行し、普通河川及び国有水路は、河川管理規則、河川取締規則の手続きによること。
 - 河川への排水口の設置は、原則として1箇所とすること。ただし、1箇所に統合することができない場合はこの限りでない。
 - 下水道法による接続又は工作物設置については、所定の手続を得、許可のあったのち施行すること。
 - 放流先の排出能力が不足する場合は、河川改修を原則とするが、やむを得ない場合で河川、水路管理者と協議のうえ支障がないものは、開発区域内において遊水池その他の施設を放流先の排出能力が確保されるまで、暫定的に設けることができる。
 - 遊水池その他の施設については、流入する排水は雨水のみとし、放流先の河川改修等の計画があり、施行が確実と認められ、当該遊水池について責任ある管理者が確定していなければならない。
 - 内水排除対策については、内水水域で開発事業により内水量の増加、水位上昇及び内水域の面積増加が見込まれる場合は、原則として、付近関係者と意見の調整を行い、この影響を取り除くのに必要な排水ポンプその他の施設を配慮するものとする。
 - 開発区域外に流域をもつ河川、下水道及び排水路等の流量の算定にあたっては、開発区域内と同様の計算式を用いるものとする。ただし、一級河川及び下水道は、その管理者が決定する断面に従うことを原則とする。
 - 前各項の基準によるほか、開発技術基準は次の事項による。
 - 河川、水路の管理施設の構造は、当該管理者の指示を受け、河川管理施設等構造令及び同施行規則によること。
 - 下水道管布設にあたっては、開発事業に伴う下水道管布設基準によること。

(5) ごみ集積場
住宅の建築を目的とする事業者は、次の表に掲げる住宅の種別、戸数の区分に応じごみ集積場を確保するとともに、市長の指示に従わなければならない。

		1戸建住宅の戸数		共同住宅の戸数	
		10戸未満	10戸以上	10戸未満	10戸以上
可燃ごみ集積場	設置箇所数又は設置面積	市長と協議のうえ決定	10戸につき1箇所(1箇所当たり2㎡)	市長の協議のうえ決定	1戸当たり0.2㎡
	設置場所	〃	道路に面するところ	〃	道路側に面した建物の敷地で市長と協議して定める場所
	管理	〃	市(帰属又は寄附)	〃	事業者
不燃ごみ集積場	設置箇所数	市長と協議のうえ決定	50戸につき1箇所(1箇所当たり18㎡)50戸未満は市長と協議のうえ決定	市長と協議のうえ決定	50戸につき1箇所(1箇所当たり18㎡)50戸未満は市長と協議のうえ決定
	設置場所	〃	道路に面するところ	〃	建物の敷地内で市長と協議して定める場所
	管理	〃	市(帰属)	〃	事業者

- (6) 自動車駐車場
- 共同住宅を建築しようとする事業者は、計画戸数の3分の2以上の自動車駐車場を、原則として同一敷地内において整備すること。
 - 1に掲げる以外の建築物を建築しようとする事業者は、開発事業の目的及び規模並びに開発区域の周辺の状況等を考慮し、住環境に支障を生じることのないよう相当な収容能力を有する自動車駐車場を設置するよう努めること。

地域 項目	長岡京市（まちづくり条例施行規則）																														
開発技術基準	<p>(7) 自転車等駐車場</p> <p>1 共同住宅を建築しようとする事業者は、世帯向け1戸当たり3台以上、単身者向け1戸当たり1台以上の自転車等駐車場を、同一敷地内において設置すること。</p> <p>2 1に掲げる以外の建築物を建築しようとする事業者は、周辺の状況等を考慮して、下表の建築物の用途に見合った自転車等駐車場を設置すること。ただし、大規模施設に係る自転車等駐車場の設置基準の特例については、長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則第5条の規定を準用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の用途</th> <th>建築物の規模</th> <th>自転車等駐車場の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊技場、文化教室、学習塾その他これらに類するもの</td> <td>店舗等面積が100m²を超えるもの</td> <td>店舗等面積5m²ごとに1台以上</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの</td> <td></td> <td>店舗等面積10m²ごとに1台以上</td> </tr> <tr> <td>百貨店、スーパーマーケット、飲食店及び食料品、衣料品等の物品販売等を営む店舗</td> <td>店舗等面積が200m²を超えるもの</td> <td>店舗等面積15m²ごとに1台以上</td> </tr> <tr> <td>銀行等の金融機関</td> <td>店舗等面積が300m²を超えるもの</td> <td>店舗等面積20m²ごとに1台以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外の公衆の出入りする建築物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 算定において1台に満たない端数は、切り捨てる。</p> <p>(8) 集会所</p> <p>住宅を建築しようとする事業者は、次の表の左欄に掲げる計画戸数に応じ、同表の右欄に掲げる床面積以上の集会所を設置するよう努めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画戸数</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50戸以上100戸未満</td> <td>50平方メートル</td> </tr> <tr> <td>100戸以上300戸未満</td> <td>70平方メートル</td> </tr> <tr> <td>300戸以上</td> <td>市長と協議して定める床面積</td> </tr> </tbody> </table>					建築物の用途	建築物の規模	自転車等駐車場の規模	遊技場、文化教室、学習塾その他これらに類するもの	店舗等面積が100m ² を超えるもの	店舗等面積5m ² ごとに1台以上	劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの		店舗等面積10m ² ごとに1台以上	百貨店、スーパーマーケット、飲食店及び食料品、衣料品等の物品販売等を営む店舗	店舗等面積が200m ² を超えるもの	店舗等面積15m ² ごとに1台以上	銀行等の金融機関	店舗等面積が300m ² を超えるもの	店舗等面積20m ² ごとに1台以上	上記以外の公衆の出入りする建築物			計画戸数	床面積	50戸以上100戸未満	50平方メートル	100戸以上300戸未満	70平方メートル	300戸以上	市長と協議して定める床面積
建築物の用途	建築物の規模	自転車等駐車場の規模																													
遊技場、文化教室、学習塾その他これらに類するもの	店舗等面積が100m ² を超えるもの	店舗等面積5m ² ごとに1台以上																													
劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの		店舗等面積10m ² ごとに1台以上																													
百貨店、スーパーマーケット、飲食店及び食料品、衣料品等の物品販売等を営む店舗	店舗等面積が200m ² を超えるもの	店舗等面積15m ² ごとに1台以上																													
銀行等の金融機関	店舗等面積が300m ² を超えるもの	店舗等面積20m ² ごとに1台以上																													
上記以外の公衆の出入りする建築物																															
計画戸数	床面積																														
50戸以上100戸未満	50平方メートル																														
100戸以上300戸未満	70平方メートル																														
300戸以上	市長と協議して定める床面積																														
負担金額の算定	<p>第4条 事業者は、条例第15条第3項の規定により、負担金の納付をもって緑地の整備に代えるものとする。</p> <p>2 前項の負担金の額は、前条の規定により算出した用地に、1m²につき115,000円を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>																														
確保しなければならない用地の減免	<p>第5条 第3条に規定する公園又は緑地を確保しなければならない事業者で、市長が認めるものに限り、次に掲げるものに相当する確保すべき用地を減じ、又はそのものに相当する用地の確保を免除することができる。</p> <p>(1) 建替の場合における既存建築物相当分</p> <p>(2) 管理人室</p> <p>(3) 自己の居住の用に供するための室</p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、自己の居住の用に供する開発事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの</p>																														
負担金の使途	<p>第6条 市長は、第4条の規定により納付された負担金を基金として管理し、並びに当該基金を活用して公園及び緑地の整備を行わなければならない。</p>																														
誘導敷地面積及び誘導居住水準	<p>第7条 条例第17条の規則で定める誘導敷地面積及び誘導居住水準は、次の表に掲げるところによる。ただし、1戸当たりの住戸専用面積が40m²未満の住戸(以下「単身者向け住戸」という。)についてはこの限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>第1種低層住居専用地域</th> <th>第1種低層住居専用地域</th> <th>第1種低層住居専用地域</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の種類</td> <td>建ぺい率 40% 容積率 60%</td> <td>建ぺい率 50% 容積率 80%</td> <td>建ぺい率 60% 容積率 100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅 (誘導敷地面積)</td> <td>200m²</td> <td>150m²</td> <td>120m²</td> <td>75m²</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅 (誘導居住水準)</td> <td>※75m²</td> <td>※75m²</td> <td>※75m²</td> <td>※75m²</td> </tr> <tr> <td>賃貸共同住宅 (誘導居住水準)</td> <td>※55m²</td> <td>※55m²</td> <td>※55m²</td> <td>※55m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※については、住戸専用面積とし、住戸専用面積にはバルコニー等を含まない。</p>					用途地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	その他の地域	住宅の種類	建ぺい率 40% 容積率 60%	建ぺい率 50% 容積率 80%	建ぺい率 60% 容積率 100%		戸建て住宅 (誘導敷地面積)	200m ²	150m ²	120m ²	75m ²	分譲共同住宅 (誘導居住水準)	※75m ²	※75m ²	※75m ²	※75m ²	賃貸共同住宅 (誘導居住水準)	※55m ²	※55m ²	※55m ²	※55m ²	
用途地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	その他の地域																											
住宅の種類	建ぺい率 40% 容積率 60%	建ぺい率 50% 容積率 80%	建ぺい率 60% 容積率 100%																												
戸建て住宅 (誘導敷地面積)	200m ²	150m ²	120m ²	75m ²																											
分譲共同住宅 (誘導居住水準)	※75m ²	※75m ²	※75m ²	※75m ²																											
賃貸共同住宅 (誘導居住水準)	※55m ²	※55m ²	※55m ²	※55m ²																											
中高層建築物の建築に関する措置	<p>第8条 条例第19条に規定する中高層建築物を建築しようとする者は、当該中高層建築物の建築により近隣の市民のテレビジョンの放送電波の受信に障害が生じることが予想されるときは、事前に受信状態の調査を行い、近隣の住民が正常な放送電波の受信が維持できるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>																														
単身者向け住戸を含む共同住宅の建築に関する措置	<p>第9条 単身者向け住戸を含む共同住宅の建築をしようとする者は、当該単身者向け住戸を適正に管理するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 管理する者を定めること。</p> <p>(2) 管理する者の氏名、連絡先等を当該ワンルームマンションの出入口の見やすい場所に表示すること。</p> <p>(3) その他適正に管理するために市長が必要と認める措置</p>																														
汚水処理関係	<p>第14条 事業者は、汚水の処理について、開発区域が下水道法第2条第8号に規定する処理区域内にあっては、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道に接続しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の処理区域外で開発事業を行う場合は、開発区域内の汚水の処理方法について、市長及び関係機関と協議しなければならない。</p>																														

地域 項目	長岡京市（まちづくり条例施行規則）
	<p>3 事業者は、合併処理浄化槽の設置に当たり紛争が生じた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 事業者は、設置した合併処理浄化槽の維持管理に関しては、使用者に十分に周知徹底しなければならない。</p> <p>5 くみとり式便所を設置する場合は、し尿処理計画に基づいて設置しなければならない。</p>
公害関係	<p>第15条 事業者は、開発事業により公害発生のおそれがある場合は市長と協議し、その指示により防止対策を講じなければならない。</p>
難視聴関係	<p>第16条 事業者は、自然の地形及び中高層建築物の建築が原因で発生するテレビジョン放送の難視聴の解消を図るため、共同受信設備を設置し、又は付近の受信者団体等の設置した共同受信設備に加入する等、その対策を講じるよう努めなければならない。</p>
給水施設関係	<p>第17条 事業者は、開発区域内の給配水計画並びに開発区域内にいたる給配水施設の新設、増設及び維持管理について、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議しなければならない。</p>
文化財関係	<p>第18条 事業者は、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合は、事前に長岡京市教育委員会と協議し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による手続きを行い、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する以外の地域で開発事業を行う場合は、事前に長岡京市教育委員会と協議し、その指示に従わなければならない。</p> <p>3 事業者は、開発事業の施行において埋蔵文化財を発見したときは、直ちに長岡京市教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。</p>
その他の施設	<p>第19条 事業者は、開発区域内の街路灯の設置について、市長と協議しなければならない。</p>
施行改正年月日	令和 2年12月25日施行